

六ヶ所再処理工場

品質保証の実施結果及び

常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書

(令和5年度下期報告)

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和5年度下期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、令和5年度上期定例マネジメントレビュー(11月1日開催)において、3S(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置)の各活動を確実に実施するため、品質方針の改正を決定した。

社長は、令和6年1月9日に見直した品質方針を、電子掲示板により全社員に周知した。

社長は、令和5年度下期定例マネジメントレビュー(2月29日開催)において、令和6年度も現行の品質方針を継続して適用することを決定した。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

期間中(下期)における令和5年度の品質目標に変更はなかった。

また、監査室長は、令和6年度の品質目標を3月27日に設定し、同日、電子メール等により監査室内へ周知した。

(調達室)

期間中(下期)における令和5年度の品質目標に変更はなかった。

また、調達室長は、令和6年度の品質目標を3月28日に設定し、同日、電子メール等により調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、3S(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置)に係る品質方針の見直しを受け、現行の品質目標において、3S(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置)の各活動を確実に実施することを1月26日に判断した。

また、安全・品質本部長は、令和6年度の品質目標を3月25日に設定し、同日、電子メール等により安全・品質本部内へ周知した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、3S(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置)に係る品質方針の見直しを受け、現行の品質目標において、3S(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置)の各活動を確実に実施することを1月15日に判断した。

また、再処理事業部長は、令和6年度の品質目標を3月27日に設定し、同日、電子メール等により再処理事業部内へ周知した。

(技術本部)

技術本部長は、3 S (原子力安全、核セキュリティ及び保障措置) に係る品質方針の見直しを受け、現行の品質目標において、3 S (原子力安全、核セキュリティ及び保障措置) の各活動を確実に実施することを1月25日に判断した。

また、技術本部長は、令和6年度の品質目標を3月25日に設定し、同日、電子メール等により技術本部内へ周知した。

(3) 社長による評価

社長は、以下のマネジメントレビューを通じ、品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることについて評価を実施した。

(実施日)

- ・令和5年度上期定例マネジメントレビュー：11月1日
 - ・令和5年度下期定例マネジメントレビュー：2月29日
- (下期計2回)

実施結果：社長は、レビューの結果、以下を指示した。

令和5年度上期定例マネジメントレビュー：11月1日

(安全・品質本部)

前年度の同時期と比較し労働災害の発生件数が増加していることを踏まえ、各事業部と連携し、対策を実施すること。

3 S (原子力安全、核セキュリティ及び保障措置) の各活動を確実に実施するため、品質方針の改正及びマネジメントレビューの運用を改善すること。

(調達室)

不足している要員の確保について、必要な人的資源を確認し、報告すること。

(安全・品質本部及び再処理事業部)

3 S (原子力安全、核セキュリティ及び保障措置) の各活動を確実に実施するため、必要な業務プロセスの改善を行い、社内標準類へ反映すること。

(技術本部)

3 S (原子力安全、核セキュリティ及び保障措置) の各活動を確実に実施するため、施設管理方針を改正すること。

令和5年度下期定例マネジメントレビュー：2月29日

(全社共通)

現行の品質方針に基づき、3S（原子力安全、核セキュリティ及び保障措置）の各活動を確実に実施し、引き続き、パフォーマンス向上及び安全性向上に努めること。

再処理工場及びウラン濃縮工場で発生した保障措置の事象を全社共通の課題と捉え、全社員へ保障措置の重要性を認識させること。

2023年度の特徴である「べからず集の逸脱」、「季節の考慮」、「本作業以外での発生」を踏まえ、社員及び現場作業者の危険感受性を高め、引き続き、労働災害の発生を防止すること。

(再処理事業部及び技術本部)

現行の施設管理方針に基づき、引き続き、各施設に求められている機能の維持及び不適合の未然防止に努めること。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「再処理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した。

再処理事業部長は、令和4年7月2日に再処理工場で発生した高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失に係る根本原因分析の結果に基づき、是正処置を実施（令和5年6月2日完了）し、令和5年6月14日に青森県及び六ヶ所村に報告書を提出した。実施した是正処置の完了から約半年後（令和6年1月31日）の期間において、同様事象の再発がないことから、実施した是正処置の実効性があると評価した。

○特記事項

(前処理建屋の査察機器設置場所における全消灯)

令和5年1月28日に再処理工場で発生した前処理建屋の査察機器設置場所における全消灯について、令和5年3月22日に原子力規制委員会に提出した報告書については、令和5年4月14日の原子力規制委員会と当社経営層による意見交換の場で、原因究明を行い、再発防止対策を立案した上で、再報告となった。

また、上記の原因分析及び再発防止対策の検討においては、3S（原子力安全、核セキュリティ及び保障措置）のインターフェースの全体像を整理し、改善が必要な事項を抽出し、令和6年2月2日に再提出し、令和6年3月18日の原子力規制委員と当社経営層による意見交換の場で、社長自らが先頭に立って徹底して再発防止を図っていくことを報告した。

(技術本部)

技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の施設管理に係る業務を実施した。

(6) 調達

調達室長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施した。

- ・ 監査室に対する内部監査 : 11月～1月
(監査室長からの依頼を受けた安全・品質本部長が実施)
- ・ 調達室に対する内部監査 : 12月～2月
- ・ 安全・品質本部に対する内部監査 : 10月～12月
- ・ 再処理事業部に対する内部監査 : 7月～11月
- ・ 技術本部に対する内部監査 : 7月～11月

監査結果：

(監査室)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。また、提案事項が1件あった。

(調達室)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。また、提案事項が5件あった。

(安全・品質本部)

指摘事項はなかったが、「施設管理の実施計画などの策定時の記録上の要求事項の明確化に係る改善要求」などの観察事項が2件、「施設管理に関する教育訓練報告書の記録の番号記載漏れの修正要求」の修正事項が1件あった。また、提案事項が11件あった。

(再処理事業部)

指摘事項はなかったが、「2022年度内部監査抽出事項である設計管理の記

録不備への対応遅れに対する改善要求」などの観察事項が2件、「設備予備品管理台帳の最新版管理未実施に対する修正要求」などの修正事項が6件あった。また、提案事項が6件あった。

(技術本部)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。また、提案事項が1件あった。

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、再処理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を下期に8回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、下期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部による保安活動の状況を示す指標（PI）等の分析・評価結果並びに令和5年度第2四半期原子力規制検査及び令和5年度第3四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、以下の活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性について改善を図った。

- ・CAPシステムの運用改善の実施
- ・マネジメントレビューの実施方法の改善

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

期間中（下期）の品質保証マネジメント会議の開催はなかった。

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業所）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第12回安全・品質改革検証委員会を11月14日に開催した。再処理事業部「第2回設工認申請書の不備」に対する根本原因分析（RCA）の実施結果や3S（原子力安全、核セキュリティ及び保障措置）の目的達成に向けた業務プロセス構築に係る検討状況について報告し、助言をいただいた。

また、その議事概要について12月26日に当社ホームページで公開した。

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

期間中（下期）の全社安全大会の開催はなかった。

(2) 品質月間行事の実施

品質月間ポスターの掲示（11月1日から30日）を実施した。

Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部は、LRQAリミテッドによる令和5年度第2回定期監査を受けた。

(監査実施日)

- ・安全・品質本部 : 12月11日及び12月18日
- ・再処理事業部及び技術本部 : 12月11日及び12月20日

監査結果：「指摘事項」、「観察事項」及び「提言事項」に該当するものはなかった。

(令和6年4月30日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出)

- ・2023年度 第2回 第三者定期監査結果の報告について

以 上